

広島県聴覚障害者センターだより



Hirosima Chokaku Center

広島県聴覚障害者センター

〒734-0007 広島市南区皆実町1丁目6-29

電話：082-254-0085

FAX：082-254-0087

E-mail [minami@hiro-chokaku.jp](mailto:minami@hiro-chokaku.jp)

URL [hiro-chokaku.jp](http://hiro-chokaku.jp)

No.2 2017(平成29)年8月1日発行 (毎月1日発行)

## 奉仕員・通訳者養成講座講義編と合理的配慮

年に2回、手話奉仕員養成講座・手話通訳者養成講座講義編を開催しています。その前期講義が7月9日(日)に三原市市民福祉会館にて開かれました。

手話通訳養成講座のカリキュラムには、「障害者の人権」は入っていません。しかし、手話通訳者には鋭い人権感覚を持っていただくため、毎回メイン講義として実施しています。

今回の「障害者の人権」の講師は、高塚稔さん(日本手話研究所 手話総合資料室)でした。日本語は日本の豊かな自然を反映し、自然現象に関連したコトバが多い。しかし、日本手話は暗いイメージのコトバが多いのではないかと、という問いかけが高塚さんからありました。〈無視〉〈間違い〉〈うるさい〉〈クビ〉〈怖い〉〈みっともない〉……

ろうあ者として「差別」を受けてきたために、結果としてマイナスのイメージを持つ手話が多数作られたのかもしれない。手話通訳を学ぶには、そうした手話の成り立ち、差別の歴史からも学ぶ必要があります。

2016年4月に障害者差別解消法が施行されました。障害を理由とする「差別の禁止」と「合理的配慮」の提供がポイントです。合理的配慮とは、障害当事者から申し出があった時に(家族や支援者からの申し出も含む)、状況に合わせて適切な配慮を行うことです。

内閣府による「合理的配慮の提供等事例集」には、「TVショッピングで買いたい商品があっても、電話受付だけなので買うことができない。」という事例に、「電話受付のオペレーターに加え、FAXや電子メールによる受付のオペレーターも配置することとした。」という解決例などが記載されています。

さて、講義の話に戻ります。講義には、様々なニーズを持った方から問い合わせや申し込みがあります。

「車いすを使用している。駐車場の確保はできないか？駐車スペースの確保ができないと自由に外出ができない」「小さい子どもがいる。当日、子どもを見てくれる人がいない。託児はしてもらえないか？」

駐車場の確保については、会場に障害者用駐車場はあるものの、1台分のみ。一般のものを含めても数台分しか駐車場がありません。会場の近くに停められるスペースもないようです。障害者用駐車場は他の障害者の方の利用があるかもわからず、講座のために確保は出来ませんでした。結果的に、今回はご本人から不参加の申し出がありました。託児については、社協のボランティアに依頼しました。(結果的にはキャンセルでした。)

会場を決める時に、車イスを利用される方たちのことが自分たちの視野にあったのか、会場に対してもっと「合理的配慮」の提供の観点から協力をお願いできなかったのか。まず、自分たちが率先して鋭い人権感覚を身につけなくてはならないと思い知らされた前期講座でした。(松岡)